

地方議会制度の概要⑧ ～議会の運営～

議会の招集		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、長が招集（法 § 101①） ・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の4分の1以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可（法 § 101②、③） ・ 上記請求があったときは、請求日から20日以内に招集しなければならない。（法 § 101④） ・ 上記期間中に長が招集しないときは、議長が招集する。（法 § 101⑤）
定例会・臨時会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集（法 § 102②） ・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集（法 § 102③） ・ 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。（法 § 102の2①）
定足数、議員の請求による開議		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。（法 § 113） ・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。（法 § 114①）
議長・副議長	選出	議員の中から議長・副議長1人を選挙（法 § 103①）
	任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の任期による（4年）（法 § 103②） ・ 議会の許可を得て辞職することができる（法 § 108）
	議長の権限	秩序維持権（法 § 104・129・130・131）、議事整理権（法 § 104）、事務統理権（法 § 104）、議会代表権（法 § 104）、委員会における発言権（法105）等
議案の提出		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。（法 § 112） * 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属 * 予算の提案権は長に専属 * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。（議員提出は定数の12分の1） * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属 ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。（法 § 109⑥）

<p>会議の公開 (法 § 115)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は公開 ・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数での議決が必要)
<p>修正の動議 (法 § 115の 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。
<p>表決 (法 § 116)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (例外) <ul style="list-style-type: none"> * 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権による再議など → 出席議員の 3 分の 2 以上の多数での同意 * 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の 3 分の 2 以上の出席、その 4 分の 3 以上の同意
<p>除斥 (法 § 117)</p>	<p>議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)</p>
<p>会議不継続の原則 (法 § 119)</p>	<p>会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。</p>
<p>会議規則 (法 § 120)</p>	<p>議会は、会議規則を設けなければならない。</p>
<p>議会事務局 (法 § 138)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の議会に事務局を置く。 ・ 市町村の議会に条例に定めるところにより、事務局を置くことができる。
<p>議会図書室の附置 (法 § 100^⑱)</p>	<p>議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報・公報・刊行物を保管</p>